

京都市民間社会福祉施設等耐震化計画

平成26年11月

京 都 市

京都市民間社会福祉施設等耐震化計画 目次

- 1 民間社会福祉施設等の耐震化促進の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 本計画の対象となる施設等・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 耐震化の取組が必要な施設種別について
- 3 耐震化支援施設等の耐震化状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
 - (1) 耐震化の取組が必要な施設数
 - (2) 本市の民間社会福祉施設等の耐震化率
- 4 耐震化支援施設の耐震化に係るこれまでの取組・・・・・・・・ P. 7
 - (1) 民間社会福祉施設等耐震診断助成事業
 - (2) 耐震改修及び老朽改築への取組
 - (3) 民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業
- 5 「耐震アドバイザー派遣事業」等により把握した各施設の状況・・・・ P. 9
 - (1) 耐震化支援施設の耐震性能に係る傾向について
 - (2) 耐震診断について
 - (3) 耐震改修に係る費用について
 - (4) 民間社会福祉施設の財務状況について
 - (5) 民間社会福祉施設における耐震改修費用に係るシミュレーションについて
 - (6) 各施設の耐震化に係る意向について
- 6 耐震化支援施設の耐震化に係る主な課題と施設の分類・・・・・・・・ P. 14
 - (1) 資金の不足
 - (2) 建築物の構造上の課題
 - (3) 施設種別ごとの課題
 - (4) 主な課題による施設の分類
- 7 耐震化に向けた基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 18
 - (1) 計画期間について
 - (2) 耐震診断について
 - (3) 耐震化の方法について
 - (4) 耐震化が行われていない施設の公表
- 8 耐震化促進に係る具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 20
 - (1) 各施設からの相談に対する持続的できめ細かな対応
 - (2) 耐震診断助成制度の推進
 - (3) 施設種別における耐震化に向けた具体的取組
- 9 その他の具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 29
 - (1) 本計画の対象とならない施設への取組
 - (2) 新たに開設する施設への取組

1 民間社会福祉施設等の耐震化促進の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災等、大規模な地震が日本各地で繰り返し発生しています。また、近い将来の発生可能性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、今後も、多くの被害をもたらすような大規模な地震の発生に備えなければならない状況にあります。

国においては、建築物の耐震改修等は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とあり、地震による人的被害や経済的被害を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組んでいくこととしています。（※1）

民間社会福祉施設は、社会的な支援が必要な方々が利用される施設であり、中には自力で避難することが難しい方もおられることから、利用者が継続的に支援を受けることができるようにするため、また、利用者の命を守るために、特に耐震性が確保された建築物であることが求められるものであり、耐震化の取組が喫緊の課題となっています。

また、民間社会福祉施設の耐震性の確保に取り組むことは、実際に地震が発生し被災した際に、施設や設備の損傷を最小限にとどめて、これらの施設が災害復旧の拠点として、被災された方々や復旧活動に尽力する方々の支援に繋がります。

本市では、社会福祉施設のうち約8割を民間事業主が担っており、その中には、古くから社会福祉事業を実施してきた施設も多数あることから、昭和56年6月の新耐震基準（※2）施行前に建設され、今後、耐震化の取組が必要な施設が多く残っている状況にあります。

また、本市独自の事業である昼間里親についても、保育所と同様に、子どもたちが1日の大半を過ごす生活等の場であり、また、古くから事業が継続されていることもあって、耐震化の取組が必要な建築物が数多く存在します。子どもたちの安全確保のためには、民間社会福祉施設と同様、事業の拠点となる居宅等の耐震化の取組を計画的に進めていく必要があります。

本市においては、東日本大震災の経験等を踏まえ、地震による被害を抑えるため、これまでから民間社会福祉施設や昼間里親の事業拠点の耐震化を進めてきたところです。

耐震化をより計画的に推進するに当たり、まず、平成25年9月に、民営保育園を対象にした「京都市民営保育園耐震化計画」を先行して策定し、取組を進めているところですが、民営保育園以外の民間社会福祉施設等（以下「民間社会福祉施設等」といいます。）についても、平成26年4月1日時点で、本市における耐震化率は83.3%と、全国平均の88.4%（平成24年4月1日時点 ※3）を下回っており、今後、強力に耐震化の取組を進めていく必要があります。

このため、本計画は、「京都市民営保育園耐震化計画」に引き続く取組として、その他の民間社会福祉施設等を対象に、耐震化を促進し、地震災害に対して安心・安全な施設としていくために策定するものです。

※1 国における耐震化の取組

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」といいます。）が制定されました。

さらに、新潟県中越地震（平成16年10月）や福岡県西方沖地震（平成17年3月）等の経験も踏まえ、平成17年9月には、国の中央防災会議で「建築物の耐震化緊急方針」が決定され、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられるとともに、平成18年1月には、耐震改修促進法が改正施行され、主に次のことが規定されました。

- ① 国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要があること。
- ② 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること。
- ③ 優先的に耐震化を促進すべき建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること。
- ④ 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適合事項があっても適用しない特例を設けること。
- ⑤ 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること。

また、平成25年5月には、東日本大震災の経験等も踏まえ、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法の再改正が行われ、建築物の耐震化の促進のための規制強化等を目的として、主に次のことが規定されました。

- ① 避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等については、平成27年末までの耐震診断受診を義務化
- ② 小規模な建築物についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設

※2 新耐震基準とは

昭和53年の宮城県沖地震等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、改正施行されました。この基準を「新耐震基準」といいます（改正以前の基準を「旧耐震基準」といいます。）。

新耐震基準では、設計の目標として、中地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷なく建築物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

※3 民間社会福祉施設の耐震化率（全国平均）について

調査対象は、木造及び非木造であり、2階以上又は延床面積が200㎡を超える建築物に限っています。（厚生労働省調べ）

なお、本市における耐震化率については、建築物の構造及び規模で限定することなく、算定しています。

2 本計画の対象となる施設等

(1) 基本的な考え方

民間社会福祉施設等は、災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、児童及び乳幼児等が長時間過ごす場であることから、耐震性の確保が求められています。

本計画では、民営保育園以外の民間社会福祉施設等の耐震化の取組を進めるため、本市が更なる整備が必要であるとして、現在、整備補助を行っている施設種別であり、かつ新耐震基準施行前に建設された施設（以下「耐震化計画対象施設」といいます。）を対象とします。

(2) 耐震化の取組が必要な施設種別について

耐震化計画対象施設のうち、今後、耐震診断の受診や耐震化のための改修等、耐震化の取組が必要な施設（以下「耐震化支援施設」といいます。）が存在する施設種別は、次のとおりです。

ア 社会福祉法第2条に基づく社会福祉事業を実施する施設のうち、以下に掲げるもの

(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助）を実施する施設及び障害者支援施設

(イ) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業（学童保育所）を実施する施設、障害児入所施設、児童養護施設、乳児院及び児童厚生施設（児童館）

(ウ) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム

イ 京都市昼間里親規則に基づく京都市昼間里親事業を実施する居宅等

3 耐震化計画対象施設等の耐震化状況

(1) 耐震化の取組が必要な施設数

耐震化計画対象施設（88施設）のうち、今後、耐震診断の受診又は耐震改修等の実施などの取組が必要な耐震化支援施設は60施設あります。（平成26年4月1日時点）

耐震化計画 対象施設数	耐震性が確保 されている施設数	耐震化支援施設数 (耐震化の取組が必要な施設数)	(内訳)	
			耐震性なし	未診断
88施設 (105棟)	28施設 (39棟)	60施設 (66棟)	25施設 (28棟)	35施設 (38棟)

※ 同一敷地内に「耐震性あり」と「耐震性なし・未診断」がある施設は、「耐震性なし」又は「未診断」に施設数を計上しています。

(上記内訳)

ア 障害者関連施設

耐震化計画 対象施設数	耐震性が確保 されている施設数	耐震化支援施設数 (耐震化の取組が必要な施設数)	(内訳)	
			耐震性なし	未診断
33施設 (40棟)	10施設 (14棟)	23施設 (26棟)	10施設 (12棟)	13施設 (14棟)

イ 児童関連施設（児童館・学童保育所）

耐震化計画 対象施設数	耐震性が確保 されている施設数	耐震化支援施設数 (耐震化の取組が必要な施設数)	(内訳)	
			耐震性なし	未診断
16施設 (20棟)	2施設 (3棟)	14施設 (17棟)	6施設 (7棟)	8施設 (10棟)

ウ 児童関連施設（児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設）

耐震化計画 対象施設数	耐震性が確保 されている施設数	耐震化支援施設数 (耐震化の取組が必要な施設数)	(内訳)	
			耐震性なし	未診断
6施設 (6棟)	3施設 (3棟)	3施設 (3棟)	2施設 (2棟)	1施設 (1棟)

エ 高齢者関連施設

耐震化計画 対象施設数	耐震性が確保 されている施設数	耐震化支援施設数 (耐震化の取組が必要な施設数)	(内訳)	
			耐震性なし	未診断
13施設 (19棟)	11施設 (17棟)	2施設 (2棟)	2施設 (2棟)	0施設 (0棟)

オ 昼間里親

耐震化計画 対象施設数	耐震性が確保 されている施設数	耐震化支援施設数 (耐震化の取組が必要な施設数)	(内訳)	
			耐震性なし	未診断
20施設 (20棟)	2施設 (2棟)	18施設 (18棟)	5施設 (5棟)	13施設 (13棟)

(2) 本市の民間社会福祉施設等の耐震化率

平成26年4月1日時点で、本市の民間社会福祉施設等（民営保育園除く）は、総数で1,170棟の建築物があり、これらのうち耐震性能が確認されている建築物は975棟であり、耐震化率は約83.3%となっています。

$$\begin{array}{c}
 \text{約83.3\%} \\
 \left[\text{民間社会福祉施設等の耐震化率} \right] = \frac{975 \text{棟}}{1,170 \text{棟}} = \frac{\left[\text{昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準に基づく建築物} + \text{旧耐震基準に基づく建築物で耐震性が確保されているもの} \right] \text{棟}}{\left[\text{民間社会福祉施設等のすべての建築物数} \right] \text{棟}}
 \end{array}$$

- ※ 同一敷地内において、構造上別棟となっている建築物であっても、用途上不可分で、渡り廊下で連結する等によって、一体として利用される建築物については、同一の建築物とみなしています。
- ※ 老朽改築等、耐震化に係る予算措置が行われている施設は、耐震化済として扱っています。（1施設・1棟）

4 耐震化支援施設の耐震化に係るこれまでの取組

本市においては、これまでから、民間社会福祉施設等が地震災害に対して安心・安全な施設となるよう、耐震化の取組を進めてきました。

主な取組は、次のとおりです。

(1) 民間社会福祉施設等耐震診断助成事業

新耐震基準施行前に建設された建築物については、まず耐震診断を受診し、現状の耐震性能を確認することが必要です。

耐震診断の受診は、耐震化の取組の第一歩であることから、本市においては、平成20年度から、耐震化計画対象施設のうち特定既存耐震不適格建築物について、耐震診断費用の一部を補助し、受診促進に努めています。

また、平成25年度からは、本事業の対象を非特定既存耐震不適格建築物にも拡大するとともに、平成27年度までに限り100万円の補助上限額を撤廃し、更なる耐震診断の受診促進に取り組んでいます。

【民間社会福祉施設等耐震診断助成事業の実績】

24年度	25年度	合計
2施設	9施設	11施設

※ 特定既存耐震不適格建築物・非特定既存耐震不適格建築物とは

特定既存耐震不適格建築物とは、耐震改修促進法第14条及び同条からの委任を受けた政令において定められているもので、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する一定規模以上の建築物等であって、建築基準法の耐震関係規定（新耐震基準）に適合しない建築物を指します。

民間社会福祉施設等の規模要件は、2階建て以上かつ延床面積1,000㎡以上とされています。

なお、特定既存耐震不適格建築物の規模要件に満たない旧耐震基準に基づく建築物は、非特定既存耐震不適格建築物となります。

(2) 耐震改修及び老朽改築等への取組

耐震化の取組が必要な施設については、これまでから建築物の建築年数や老朽の程度などを考慮し、平成22年度から平成25年度までに5施設の民間社会福祉施設等の耐震改修又は老朽改築等が実施されており、事業者が行う取組の費用の一部を補助しています。

【民間社会福祉施設等の耐震改修及び老朽改築等への取組】

(単位：施設)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
耐震改修	0	0	0	0	0施設
老朽改築等	1	3	1	0	5施設
合 計	1	3	1	0	5施設

※ 施設数は事業終了年度で記載。耐震改修及び老朽改築に対し、本市が補助を実施した数

(3) 民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業

平成25年9月から11月にかけて、耐震診断の受診が必要な耐震化支援施設19施設の耐震化の一層の促進を目的として、耐震に関する専門家（耐震アドバイザー）を現地に派遣し、耐震化に係るアドバイスを行う「民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業」を実施しました。

本事業においては、専門家が各施設の建物状況を改めて把握したうえで、今後の耐震化に向けて、各施設の状況に応じた適切なアドバイスを行うとともに、本市職員もその場に同席し、各施設の財務や運営等について、きめ細かに相談に応じました。

5 「耐震アドバイザー派遣事業」等により把握した各施設の状況

耐震アドバイザー派遣事業等を実施した結果、次のような状況が明らかになりました。

(1) 耐震化支援施設の耐震性能等に係る傾向について

耐震アドバイザーから各施設に対して、個別に耐震性能に係る所見が示されるとともに、今後の耐震化の方策等についてのアドバイス等が行われました。建築物の耐震性能は、建物構造や使用部材、老朽化の進行度合い等、様々な要素の影響を受けるため、個々に状況は異なりますが、耐震アドバイザーの所見等から概観すると、次のような状況が見られます。

- 片側にのみ窓などの開口部が多く存在するなど、強度要素に偏在がある場合、建築物全体の強度バランスが悪くなり、耐震性能に悪影響を及ぼすことがあるため、耐震改修が必要となる場合があります。
- 2階建て以上の建築物のうち、ピロティ（地上部分が独立柱によって支えられた外部空間を設けた建築様式）がある建築物は、耐震性能が低くなることもあるため、耐震改修が必要となる場合があります。
- 高度経済成長期以前（概ね昭和40年代以前）の鉄骨造の建築物には、使用部材や鉄骨の溶接方法等に問題がある場合が多く、大掛かりな改修が必要となる場合があります。
- 昭和40年代から昭和50年代前半までの鉄骨造の建築物には、耐火被覆にアスベストが使用されていることが多くあります。これらの建築物では、既にアスベストの封じ込めが行われ、日常の利用においては問題はありませんが、耐震診断の受診や耐震改修の実施に当たっては、アスベスト除去が必要となり、費用がかさむ場合があります。

(2) 耐震診断について

これまでに耐震診断を受診した施設の状況や耐震アドバイザーの助言から、耐震診断に関しては、次のような状況が見られます。

- 耐震改修の必要性の判断や改修内容の検討等、耐震化に係る具体的な取組を行うには、現状の耐震性能を確認するために、耐震診断の受診が必須となっています。
- 外観上一体になっている建築物であっても、構造上別棟になっている場合には、それぞれの棟ごとに耐震診断を行うこととなるため、耐震診断費用が割高になる場合があります。
- 寺社や戦前の建築物等に採用されることが多い、伝統工法の木造建築物の場合は、地震に対する耐力を数値化して評価することが困難であり、特殊な方法による診断が必要なことから、耐震診断費用が割高になる場合があります。
- 木造の一般住宅などの在来工法による木造建築物の耐震診断は、診断方法が確立されており、比較的安価に実施できる場合があります。
- 鉄骨造の建築物は、診断の実施に当たっても、内装の一部除却及び復元や、アスベスト除去が必要な場合があることから、鉄筋コンクリート造

と比較して、耐震診断費用が割高になる場合があります。

- 設計図（特に構造図）が残っていない場合には、図面作成及び調査箇所
の増が必要となるため、耐震診断費用が割高になる場合があります。

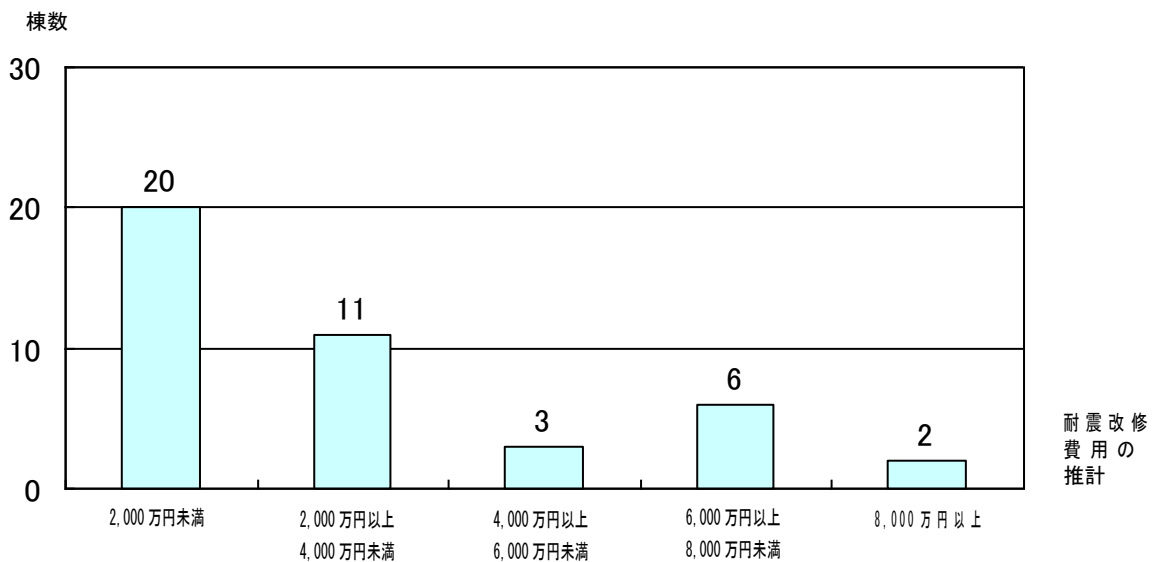
(3) 耐震改修に係る費用について

これまでに耐震改修を実施した施設の状況や、耐震アドバイザーの助言から、耐震改修に関しては、次のような状況が見られます。

- 個別の施設において耐震改修に必要な費用を見込むためには、耐震診
断を受診し、その結果に基づき、補強設計等を行う必要があります。
- 改修方法や補強材の種類等により、耐震改修に要する費用や期間等は
様々であり、各施設の実情に合った補強計画を検討する必要があります。
- 耐震改修の実施に当たっては、改修内容や施設規模、仮施設の必要
性等、改修費用に影響する様々な要素がありますが、各施設の建物状況
や施設規模等から推計すると、概ね1,000万円程度から8,000
万円程度と見込まれます。また、一般の木造家屋等、比較的小規模な建
築物において事業実施されている昼間里親の場合は、概ね100万円程
度から200万円程度と見込まれます。

※ 次の耐震改修費用の推計については、法人及び団体により運営されている民
間社会福祉施設42施設に関するものです。

<耐震改修費用の推計>



- 耐震化支援施設のうち、4割以上の施設（20施設）が、2,000
万円未満の費用で耐震改修が行える見込みです。
- 耐震化支援施設のうち、約2割の施設（8施設）が、耐震改修に
6,000万円以上の費用が必要となる見込みです。

(4) 民間社会福祉施設の財務(積立預金)状況について

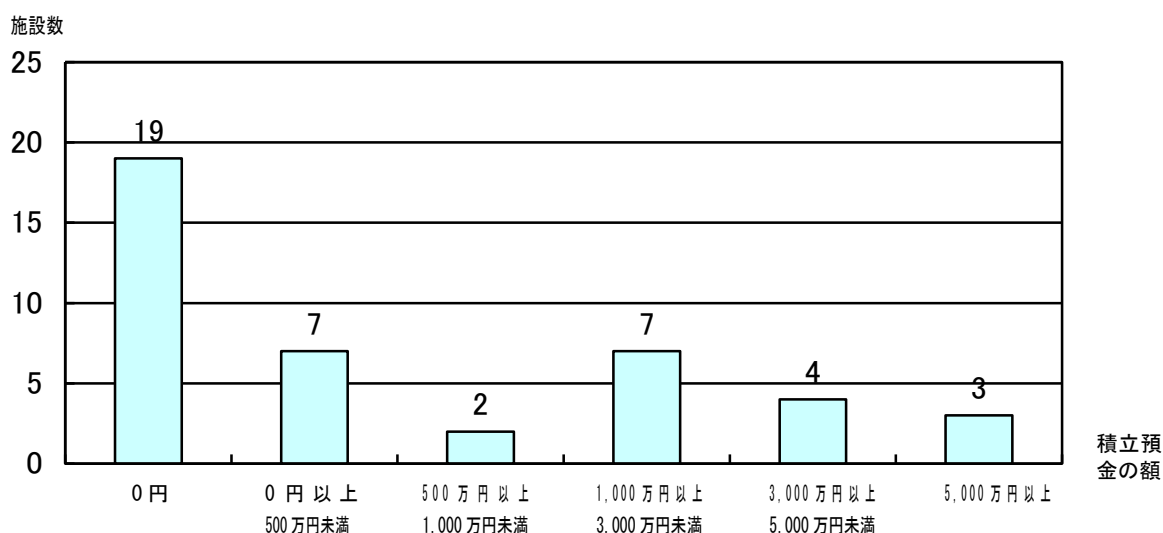
民間社会福祉施設では、長期的に安定した施設運営を確保するため、運営費収入の一部を積み立て、次年度以降の経費に充てることができます。多くの施設又はその運営団体においては、人件費に係る積立、建築物や機械器具等備品の修繕のための積立及び備品の購入のための積立等を行っています。

耐震診断や耐震改修に係る事業者負担には、積立預金を活用する機会が多いと考えられることから、今後、耐震化の取組が必要な耐震化支援施設について、次のとおり、各施設種別の積立預金の状況の把握を行いました。

ただし、積立預金は、耐震化のみに用いるためのものではなく、各施設において、将来を見据えて大規模修繕や設備更新等のために計画的に積み立てられているものであることから、用途等については各施設の個別の事情を踏まえる必要があります。

※ 次の積立預金の状況については、法人及び団体により運営されている民間社会福祉施設42施設に関するものです。

<各施設の積立預金の状況>



※ 積立預金額は、修繕積立預金、備品等購入積立預金及び施設・設備整備積立預金の25年度末積立額残高の合計額です。

- 耐震化支援施設のうち、今後積立てが必要な施設が約5割（19施設）あります。
- 耐震化支援施設のうち、積立預金を1,000万円以上保有している施設が3割以上（14施設）あります。

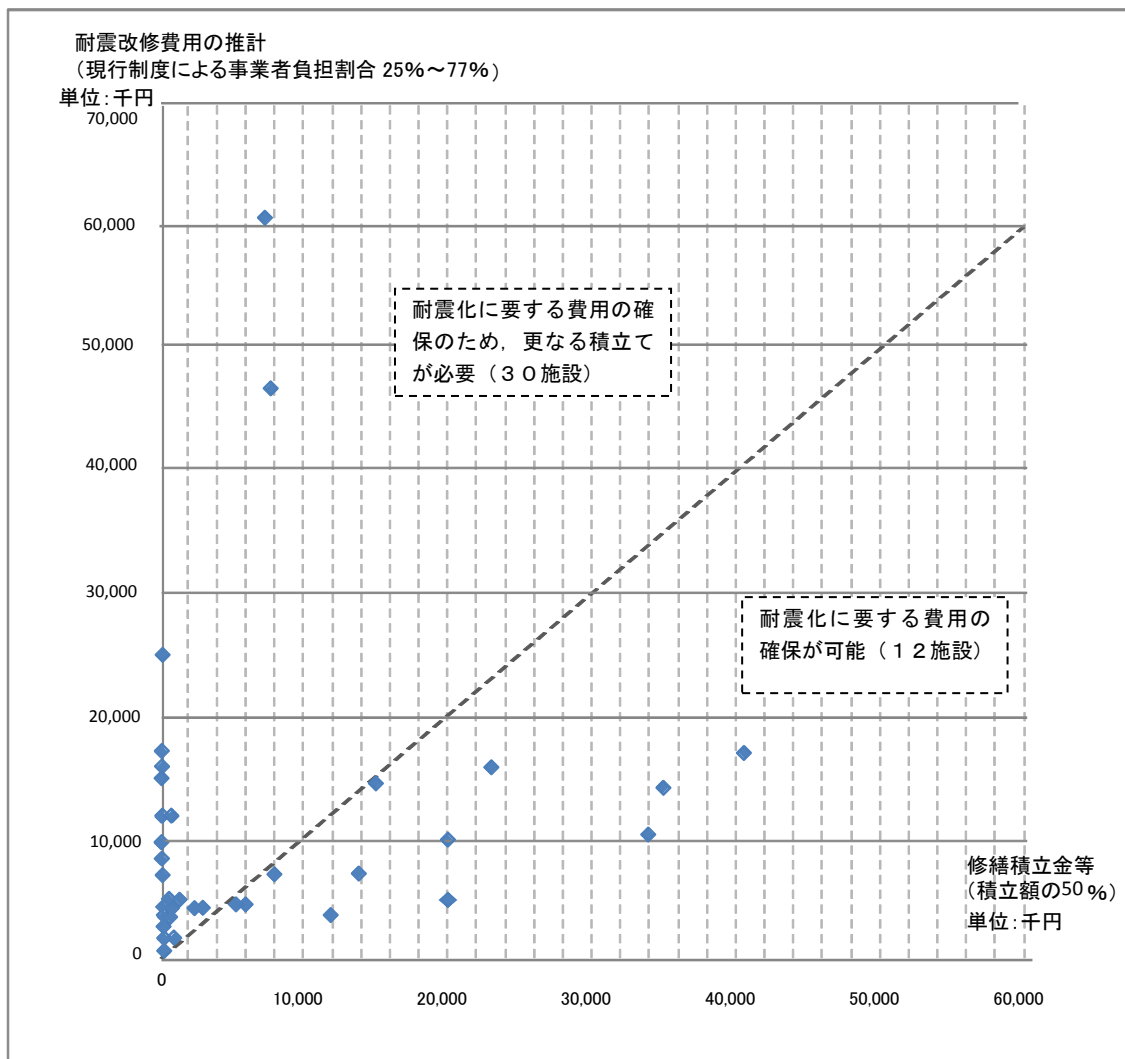
(5) 民間社会福祉施設における耐震改修費用に係るシミュレーションについて

耐震改修に要する費用は、それぞれの施設ごとに異なることから、積立預金等からの充当額も施設ごとに異なります。

各施設の状況を把握するために、次のとおり、各施設の耐震改修費用の推計と積立預金等を基にしたシミュレーションを行いました。

- 社会福祉法人立施設に対する国の現行の耐震改修に係る助成制度の事業者負担割合を参考に、各施設の負担額を想定しました。
 - ア 障害者関連施設，児童関連施設（児童養護施設・乳児院）
25%
 - イ 児童関連施設（児童館）
33.3%
 - ウ 高齢者関連施設
77%
- (4)において把握した、各施設の積立預金等については、耐震化以外の用途にも充当する必要があることから、ここでは、積立額の50%を耐震改修に係る自己負担分に充てるものと想定しました。
- (3)で耐震改修費用の推計を算出した、法人及び団体により運営されている民間社会福祉施設42施設について、上記の条件の下で、耐震改修に係る自己負担額の推計と、これに充当可能な修繕積立金等の積立預金の額の相関関係を集計すると、次のとおりとなりました。

<耐震改修費用（自己負担額）の推計と修繕積立金等の積立額の相関関係>



- 耐震化支援施設のうち、約7割の施設（30施設）が、耐震改修に係る費用を確保するため、更なる積立てが必要です。

(6) 各施設の耐震化に係る意向について

耐震アドバイザー派遣事業等を通じ、各施設の理事長・施設長等の関係者と、本市職員が耐震化に係る協議を行いました。

本市としては、できるかぎり速やかにかつ効率的に耐震化を進めていく必要があることから、耐震化の手法については、耐震診断の受診等により、建物状況等を把握したうえで、各施設に最適な手法を検討していくことになる旨、繰り返し説明を行ってきました。

なお、本市職員が各施設の関係者から聞き取った耐震化に係る意向等について、主なものは次のとおりです。

- 事業者負担に係る悩みを持つ施設もありますが、多くの施設においては、耐震化の取組の必要性を認識されており、実施について前向きに考えています。
- 耐震化の手法については、施設においても長期的な事業計画等を踏まえた検討を行っています。

6 耐震化支援施設の耐震化に係る主な課題と施設の種類

耐震アドバイザー派遣事業等を通じて各耐震化支援施設の状況把握を行った結果、耐震化を進めていくに当たって各施設が抱える主な課題等が明らかになりました。

(1) 資金の不足

- 各施設の建物状況等により、耐震化に必要な費用は異なりますが、日常の運営費では賄えない多額の費用が必要となる場合があります。
- 各施設においては、将来の大規模改修や改築に備えるため、修繕積立金の積立等を行っていますが、自己資金のみで直ちに耐震化を行うことが困難な施設もあり、早急に耐震化を図るには、行政からの適切な財政的支援が必要となっています。

(2) 建築物の構造上の課題

- 長屋等の建築物を利用している施設や他の用途と合築している施設があり、耐震化を行う場合は社会福祉施設以外の合築建築物の関係者との調整が必要です。
- 社会福祉施設以外の方との調整には、時間を要する可能性があることから、早期に耐震化を図ることが困難な場合が考えられます。そのため、耐震化の手法について、施設ごとに検討を行う必要があります。

(3) 施設種別ごとの課題

ア 障害者関連施設

- 小規模で収益の少ない施設があるため、各施設の資金計画等について、よりきめ細かに相談に応じる必要があります。

イ 児童関連施設（児童館・学童保育所）

- 現状では、耐震改修に係る国の助成制度は、補助対象が社会福祉法人の場合と、社会福祉法人以外の場合では、内容が大きく異なることから、社会福祉法人以外の場合の対応について検討が必要です。

ウ 児童関連施設（児童養護施設・乳児院）

- 児童養護施設等における子どもの養育については、特定の大人との愛着関係の下、安心感、自己肯定感、信頼感を育むとともに、人間関係や地域社会での社会性を養うため、家庭的養護（職員との個別的な関係を重視した少人数のグループでの養育）が重要とされており、今後、家庭的養護を推進していく必要があることも踏まえ、整備手法を検討する必要があります。

エ 高齢者関連施設

- 高齢者関連施設のうち耐震化支援施設は、養護老人ホームのみとなっています。養護老人ホームは、施設や設備の老朽化に加えて、国の施設基準の改正に伴う取組が必要であり、個別の施設状況等を踏まえた、耐震化の手法を検討する必要があります。

オ 昼間里親

- 個人資産である建築物に対して、どのような補助が適切か、民間社会福祉施設とは異なった観点からの検討が必要です。

(4) 主な課題による施設の分類

財政状況、改修の困難度、社会福祉法人化の取組の必要性等、耐震化に当たっての課題に着目し、大まかなグループ分けを行いました。

<耐震化に当たっての課題に着目したグループ分けと各グループの状況>

ア 障害者関連施設（23施設）

比較的課題が少ないグループ 10施設

<状況（例）>

- ・ 改修費用見込みに見合った資金がある。

いくつかの課題があるグループ 8施設

<状況（例）>

- ・ 改修費用見込みに対して資金が不足しており、更なる積立てが必要である。

比較的大きな課題があるグループ 5施設

<状況（例）>

- ・ 改修費用見込みに対し資金が大幅に不足しており、更なる積立てが必要である。
- ・ 他の用途と合築しており、社会福祉施設以外の合築建築物の関係者との調整が必要である。
- ・ 建築物にアスベスト（封じ込め済み）が使用されており、耐震診断や耐震改修の工法等に工夫が必要である。

イ 児童関連施設（児童館・学童保育所）（14施設）

比較的課題が少ないグループ 6施設

<状況（例）>

- ・ 改修費用見込みに見合った資金がある。
- ・ 社会福祉法人立で民営保育園と合築しており、民営保育園の耐震化と併せて取組を進めることができる。

いくつかの課題があるグループ 2施設

<状況（例）>

- ・ 社会福祉法人以外の支援の在り方について、検討が必要である。

比較的大きな課題があるグループ 6施設

<状況（例）>

- ・ 他の用途と合築しており、社会福祉施設以外の合築関係者との調整が必要である。
- ・ 賃貸物件において運営されており、家主の改修意欲に左右される。

ウ 児童関連施設（児童養護施設・乳児院）（3施設）

比較的課題が少ないグループ 0施設

いくつかの課題があるグループ 2施設

<状況（例）>

- ・ 家庭的養護の取組と併せて、耐震化を推進する必要がある。

比較的大きな課題があるグループ 1施設

<状況（例）>

- ・ 賃貸物件において運営されており、家主の改修意欲に左右される。

エ 高齢者関連施設（2施設）

比較的課題が少ないグループ 0施設

いくつかの課題があるグループ 0施設

比較的大きな課題があるグループ 2施設

<状況（例）>

- ・ 居室に係る一人当たりの面積基準の変更など，国の施設基準の改正に伴う取組と併せて，耐震化を推進する必要がある。

オ 昼間里親（18施設）

比較的課題が少ないグループ 0施設

いくつかの課題があるグループ 13施設

<状況（例）>

- ・ 賃貸かつ居宅とは別の建築物において運営されており，移転による耐震化を図ることができる。

比較的大きな課題があるグループ 5施設

<状況（例）>

- ・ 現在使用している建築物の耐震化が必要であり，改修等の資金が必要である。

※ シミュレーション（P. 13）により「耐震化に要する費用の確保が可能」とした施設（12施設）とグループ分けにより「比較的課題が少ないグループ」とした施設（16施設）の施設数の差異について

シミュレーションは，耐震改修費用の推計（事業者負担分）と積立金（積立額の50%）を単純比較することにより，耐震化に要する費用を確保できるかを検討したものです。

しかし，グループ分けにおいては，各施設への聞き取りにより，課題や関係法人による支援等を明らかにしたうえで，それぞれのグループに分けたものであるため，シミュレーションの結果とは一部異なる内容となっています。

7 耐震化に向けた基本方針

これまでの耐震化に向けた取組や、耐震アドバイザー派遣事業等を通じて把握した各施設の建物状況や財務状況、各施設が抱える様々な課題等を踏まえたうえで、本市として、耐震化を着実にかつ計画的に促進していくために、次のとおり基本方針を定めます。

(1) 計画期間について

- 本計画の期間は、平成27年度から平成34年度まで（8年間）とします。

(2) 耐震診断について

- 耐震診断は、耐震化の取組の第一歩であることから、本計画の初期に受診が進むよう、平成27年度までに集中的に取り組むこととします。

(3) 耐震化の方法について

本市の厳しい財政状況の下、限られた予算の中でできる限り早急にかつ効率的に耐震化支援施設の耐震化を推進するために、次のとおり取組を進めます。

- 基本的には、建替え（改築）ではなく、工事費が安く、工期も短い耐震改修（補強）により耐震化を図ります。
- 各施設種別の建物状況や課題等を踏まえて、本市独自の耐震改修助成制度を創設し、支援することを基本とします。
- 新しい耐震改修助成制度については、「京都市民営保育園耐震化計画」と同様に、改修に必要な費用推計を踏まえて補助基準単価の設定を行います。
- 平成27年度から平成31年度までの5年間を耐震化集中取組期間とし、同期間においては、耐震改修に係る補助率のかさ上げを行い、各施設の負担を軽減していきます。
- 耐震化集中取組期間経過後の平成32年度から、計画の終期である平成34年度までの3年間については、補助率のかさ上げを逡減します。
- 上記の方針を原則としつつ、耐震化とともに、各施設が抱える課題を併せて解決する必要があるなど、特段の合理的な必要性が認められるものについては、建替えも視野に入れて耐震化を推進していきます。
- 賃貸物件で運営されている民間社会福祉施設等（以下「賃貸施設」といいます。）の耐震化については、家主の意向に左右され、率先して耐震化の取組を進めていくことは困難です。このため、近時に耐震化が困難な賃貸施設については、支援の在り方を検討しつつ、より効率的で早期に耐震化が可能である、耐震性が確保された建築物への移転を働き掛けていきます。

(4) 耐震化が行われていない施設の公表

耐震化に係る支援策を講じたうえで、本計画期間経過後もなお、耐震化が行われていない施設については、施設名を公表します。

＜京都市民間社会福祉施設等耐震化計画の年次取組＞

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35
取組 内容	<p>計画期間 平成27年度～34年度（8年間）</p> <p>耐震診断の受診 平成27年度～28年度 （2年間）</p> <p>耐震化集中取組期間 耐震改修に係る 補助率のかさ上げ 平成27年度～31年度</p> <p>耐震改修に係る補助率の逡減 平成32年度～34年度 （3年間）</p>								耐震化未済施設の公表

8 耐震化促進に係る具体的な取組

(1) 各施設からの相談に対する持続的できめ細かな対応

- ア 施設関係者に対する正しい知識・認識の普及
 - 平成25年度に実施した耐震アドバイザー派遣事業等を通じ、施設関係者に対して、耐震化の必要性や耐震化の方策、必要な費用等に係る知識・認識の普及を図っています。
- イ 各施設の個別の事情に応じた適切な対応
 - 各施設の耐震化に当たっては、施設ごとに建物状況が異なるうえ、財務状況や立地条件、今後の意向等も様々であるため、各施設の個別の事情に応じて、最適な耐震化の方策を検討していく必要があります。
 - 本市においては、耐震診断や耐震改修に係る資金計画や耐震化方策の検討等、各施設からの相談にきめ細かに応じ、耐震化の完了まで継続して、各施設の取組を支援していきます。

(2) 耐震診断助成制度の推進

- 耐震化に向けては、①耐震診断の受診、②補強設計等の耐震化方策の検討、③耐震改修等の実施と、段階を踏んで進めていくことになり、各施設において、数年間にわたる継続的な取組が必要になります。
- 耐震診断の受診は、耐震化に向けた取組の第一歩であることから、できるかぎり早期に受診し、各施設の建物状況の把握を的確に行う必要があります。
- 耐震診断の受診を促進するため、本市においては、平成20年度から「民間社会福祉施設への耐震診断助成事業」を実施し、民間社会福祉施設の耐震診断受診の促進に努めているところです。

また、平成25年度は、本事業の対象を非特定既存耐震不適格建築物にも拡大するとともに、平成27年度までに限り100万円の補助上限額を撤廃し、更なる耐震診断の受診促進に取り組んでいます。

<耐震診断に係る助成制度>

- 対象 本市の区域内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された建築物（特定既存耐震不適格建築物及び非特定既存耐震不適格建築物）
- 基準単価 2,060円/㎡（1,000㎡未満）
1,540円/㎡（1,000㎡以上2,000㎡未満）
1,030円/㎡（2,000㎡以上）
- 補助上限額 100万円（平成27年度までは補助上限額を適用しない。）
- 補助率 （特定既存耐震不適格建築物）
国1/3，本市1/3，事業者1/3
（非特定既存耐震不適格建築物）
本市2/3，事業者1/3

(3) 施設種別における耐震化に向けた具体的取組

ア 障害者関連施設及び児童関連施設（児童館・学童保育所）

(ア) 社会福祉法人立の施設への対応

- 耐震診断を受診し、耐震性能が不足していることが判明した施設については、補強計画・補強設計を行ったうえで、耐震改修を行うなど、順次取組を進めていく必要があります。
- 耐震化の推進に当たっては、施設ごとの建物状況により、必要となる改修の規模や方法等が異なるうえ、財務状況や、改修中に必要な仮施設の確保等、それぞれの施設に固有の様々な課題があることから、これらを一つずつ解決しながら取り組んでいく必要があります。
- 本市においては、国の助成制度を活用して、社会福祉法人立の施設に対する独自の耐震改修助成制度を創設し、円滑な耐震化の推進を図ります。
- 新しい耐震改修助成制度においては、改修に必要な費用推計を踏まえた補助基準単価を設定するとともに、耐震化への早期取組を促すため、平成27年度から31年度までの5年間を耐震化集中取組期間とし、その間の時限的な措置として、本市の基本負担割合をかさ上げすることにより、事業者負担割合を5%軽減していきます。
- なお、耐震化集中取組期間終了後の、平成32年度から平成34年度までの3年間については、本市負担割合のかさ上げを年次ごとに逡減することで、できるかぎり集中取組期間内での耐震化の取組を促進します。
- 平成35年度以降については、本市負担割合のかさ上げを廃止します。

<耐震改修に係る助成制度>【新規】

○ 対象

本市域において民間社会福祉施設を運営し、耐震改修を要する建築物を有する社会福祉法人

○ 補助基準単価

建築物構造	耐震性能に係る指標数値	延床面積あたりの基準単価
鉄筋コンクリート造	I _s 値0.3以上0.6未満	80,000円/㎡
木造	I _w 値0.7以上1.0未満	
鉄筋コンクリート造	I _s 値0.3未満	100,000円/㎡
木造	I _w 値0.7未満	
鉄骨造	I _s 値0.3以上0.6未満	
鉄骨造	I _s 値0.3未満	120,000円/㎡

○ 負担割合

(ア) 障害者関連施設

	期間	国	本市	事業者
耐震化集中取組期間	平成27～31年度	50%	30%	20%
負担割合逡減期間	平成32年度	50%	29%	21%
	平成33年度	50%	28%	22%
	平成34年度	50%	27%	23%
【参考】基本負担割合		50%	25%	25%

(イ) 児童関連施設（児童館・学童保育所）

	期間	国	本市	事業者
耐震化集中取組期間	平成27～31年度	33.3%	38.3%	28.4%
負担割合逡減期間	平成32年度	33.3%	37.3%	29.4%
	平成33年度	33.3%	36.3%	30.4%
	平成34年度	33.3%	35.3%	31.4%
【参考】基本負担割合		33.3%	33.3%	33.4%

※ Is値・Iw値とは

耐震診断を実施することにより、地震力に対する建築物の強度、靱性(変形能力、粘り強さ)を考慮し、建築物の階ごとに算出する構造耐震指標のことを、Is値(鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の場合)及びIw値(木造の場合)といいます。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」の告示(国土交通省告示 平成18年1月25日 第184号)において、震度6~7程度の規模の地震に対するIs値及びIw値の評価については次の様に定められており、Is値0.6未満又はIw値1.0未満の場合は、耐震性能が不足しているため、補強等が必要になります。

指標数値	耐震性能に係る評価	耐震性能の有無
Is値 0.6 以上 Iw値 1.0 以上	地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低い	耐震性能あり
Is値 0.3 以上 0.6 未満 Iw値 0.7 以上 1.0 未満	地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性がある	耐震性能不足 (補強等の対応が必要)
Is値 0.3 未満 Iw値 0.7 未満	地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	

【耐震化集中取組期間におけるモデル事例の耐震改修に係る費用負担割合のシミュレーション】

改修費3,000万円の場合

①障害者関連施設

本市独自に、事業者負担を5%軽減し、負担割合を25%→20%にする。

国負担金 1,500万円 (50%)	本市負担金 750万円→900万円 (25%→30%) 【+5%】	事業者負担 750万円→ 600万円 (25%→20%) 【△5%】
--------------------------	--	--

改修費3,000万円

②児童関連施設(児童館・学童保育所)

本市独自に、事業者負担を5%軽減し、負担割合を33.4%→28.4%にする。

国負担金 1,000万円 (33.3%)	本市負担金 1,000万円→1,149万円 (33.3%→38.3%) 【+5%】	事業者負担 1,000万円→ 851万円 (33.4%→28.4%) 【△5%】
----------------------------	--	--

改修費3,000万円

(イ) 社会福祉法人立以外の施設への対応について

社会福祉法人立以外の施設に対しては、耐震改修助成制度が充実している社会福祉法人化を働き掛け、耐震化に係る自己負担が軽減されるよう取組を進めます。

イ 児童関連施設（児童養護施設・乳児院）

「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」に掲げる予定の家庭的養護の推進に係る施設の小規模ユニット化のための改修等と併せて、耐震化の取組を進めます。

※ 京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）とは、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした、本市の子ども・子育て支援施策の総合計画であり、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画に位置づけるとともに、次の計画を一体的に盛り込み、策定するものです。

- 京都市子ども・育て支援事業計画
- ひとり親家庭自立促進計画
- 母子保健計画
- 放課後子ども総合プラン
- 京都市家庭的養護推進計画

ウ 高齢者関連施設（養護老人ホーム）

耐震化支援施設である養護老人ホームについては、居室に係る一人当たりの面積基準の変更など、国の施設基準の改正に伴う取組と併せての建替えを含めた耐震化に係る取組の検討を進めていきます。

エ 昼間里親

(ア) 木造住宅耐震改修助成事業の活用

本市（都市計画局）が実施している木造住宅耐震改修助成事業の対象となる建築物は、当該事業を活用します。ただし、当該事業の活用に当たっては、所定の耐震基準（上部構造評点1.0以上）を満たす改修を行うよう、取組を進めていきます。

(イ) 木造住宅耐震改修助成事業対象外の建築物への補助

本市（都市計画局）が実施している木造住宅耐震改修助成事業は、対象を居宅に限定されるため、居宅とは別の建築物で事業を行っている場合等、当該事業の対象外となる建築物に対しても、新たに同等の助成制度を創設し、耐震化に取り組みます。

<上部構造評点について>

木造住宅の耐震診断の結果は、上部構造評点という数値で表されます。大地震に対する建築物の強さを示す数値で、階ごと、方向ごとに表す。建築物全体が1.0以上で現行の耐震基準を満たします。

上部構造評点	耐震性能に係る評価	耐震性能の有無
1.5 以上	倒壊しない	耐震性能あり
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	耐震性能不足 (補強等の対応が必要)
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	

<屋間里親を対象とした耐震改修に係る助成制度> 【新規】

○ 補助対象となる木造住宅

次のすべての要件に該当するもの

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること
- ・ 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの
- ・ 地上階数が 3 以下のもの
- ・ 耐震診断の結果、上部構造評点 1.0 未満と診断されたもの
- ・ 建築基準法の違反がないもの

○ 補助対象となる方

補助対象となる木造住宅の所有者

○ 補助対象となる工事

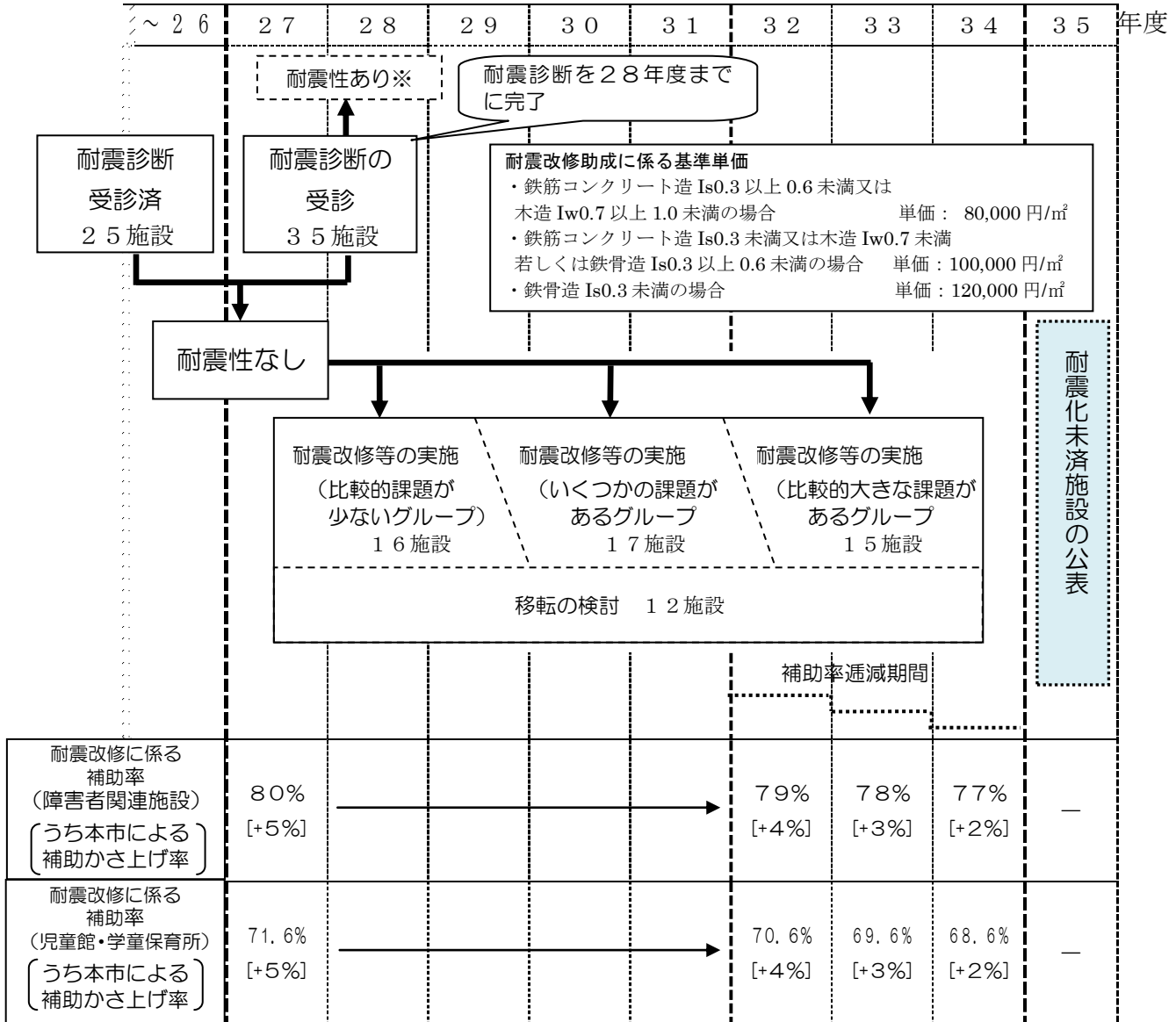
上部構造評点を「1.0 未満」から「1.0 以上」に高めるもの

○ 補助金額

	補助金額
(a)	耐震改修工事費用の 2 分の 1
(b)	1 戸当たり 60 万円
(c)	1 棟当たり 300 万円

(a), (b), (c)のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

耐震化計画の年次イメージ

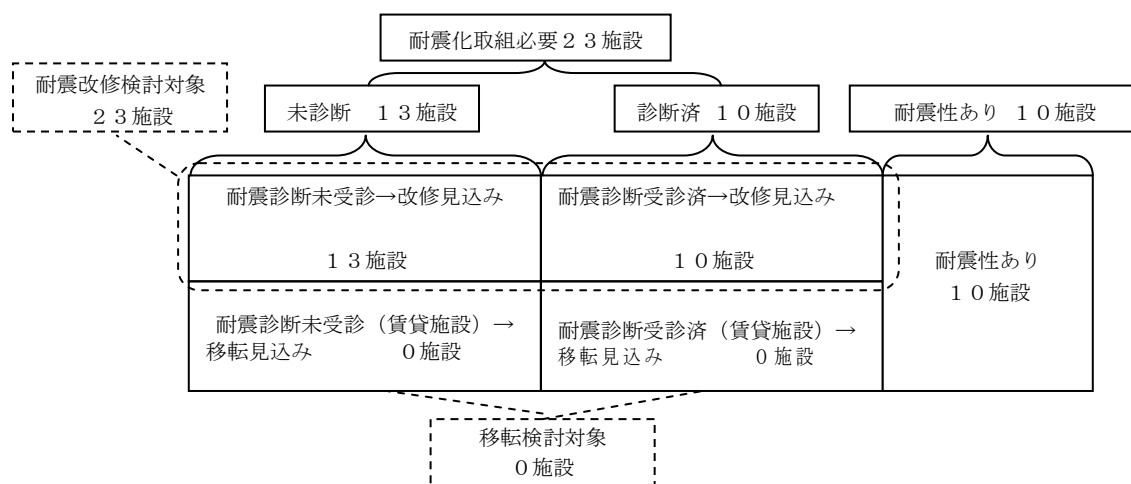


耐震化集中取組期間 平成27年度～31年度（5年間）

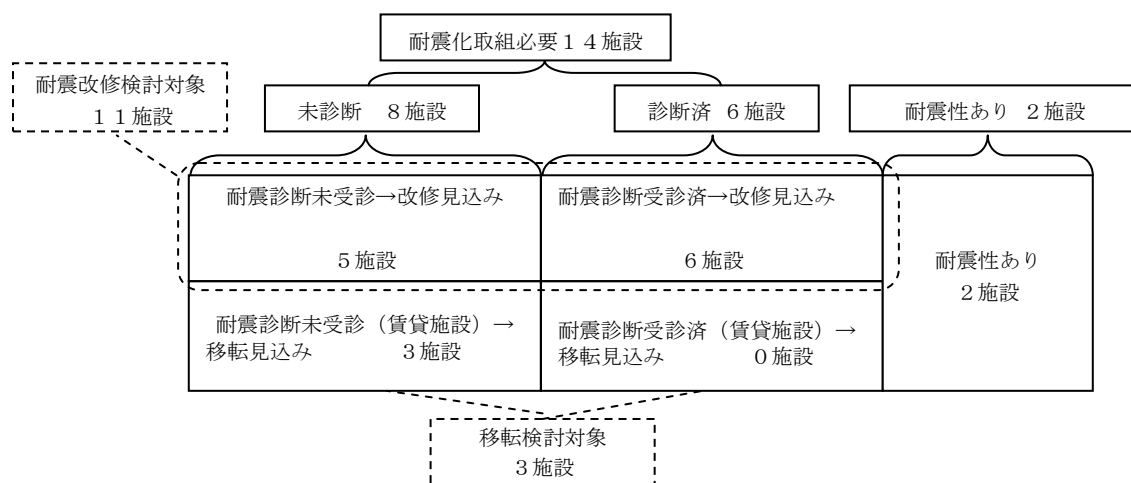
計画期間 平成27年度～34年度（8年間）

※ 改修時期等のグループ分けは、対象の60施設すべてで耐震改修・建替え等が必要との想定（最大値）。実際には、耐震診断を受診した結果、「耐震性あり」と判定される施設が2割程度出現すると見込んでいます。

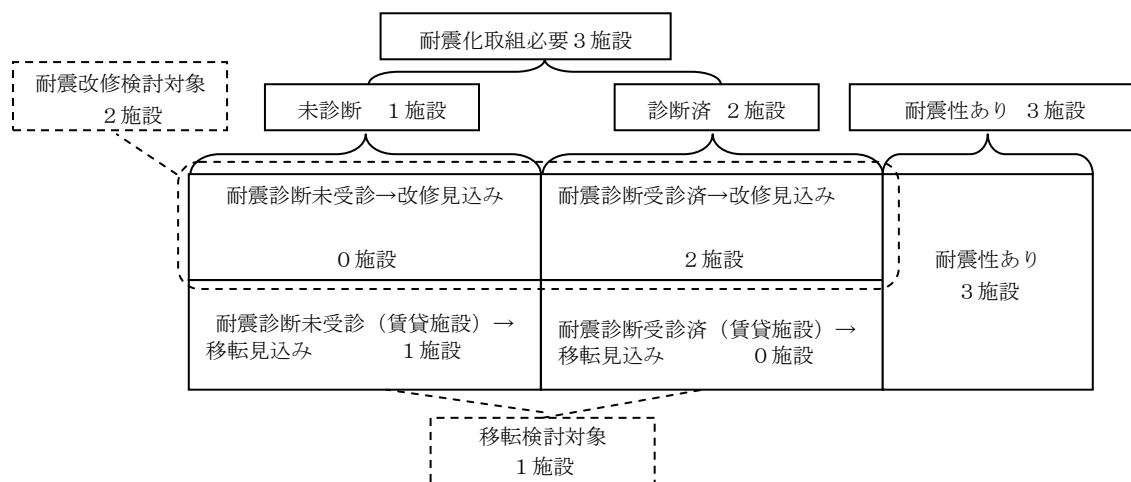
障害者関連施設23施設の耐震化状況(平成26年4月1日時点)



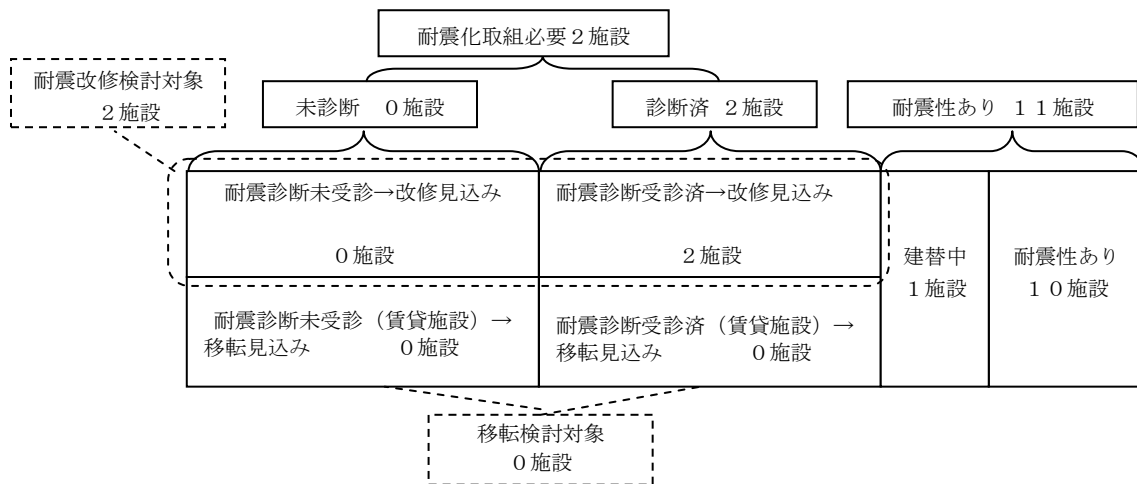
児童関連施設(児童館・学童保育所)14施設の耐震化状況(平成26年4月1日時点)



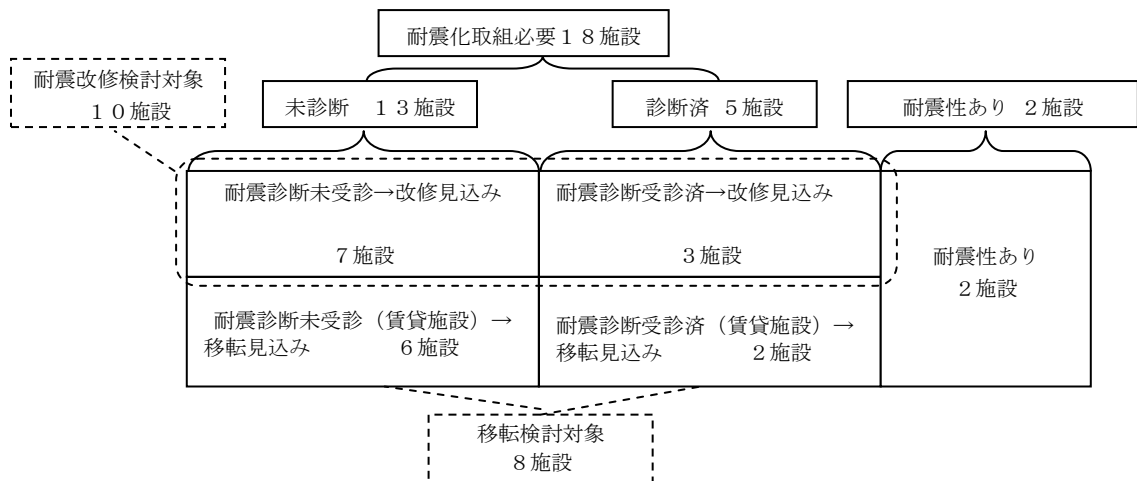
児童関連施設(児童養護施設・乳児院)3施設の耐震化状況(平成26年4月1日時点)



高齢者関連施設2施設の耐震化状況(平成26年4月1日時点)



昼間里親18施設の耐震化状況(平成26年4月1日時点)



9 その他の具体的な取組

(1) 本計画の対象とならない施設への取組

- 本計画の対象とならない旧耐震基準の民間社会福祉施設等についても、耐震化の必要性を引き続き周知するとともに、相談にきめ細かに対応するなど、耐震性の確保に向けて働き掛けていきます。

(2) 新たに開設する施設への取組

- 現在、社会福祉施設等の開設に当たっては、法令上、建築物の耐震性の確保は要件となっていません。
- 既存施設への支援を含めた耐震化の取組を進めることから、新たに開設する施設等についても、耐震性が確保された建築物で開設する場合に限り、新規開設を認めることとします。

そのため、今後事業の開始及び施設の開設を行う際には、事業者に対して、耐震性が確保された建築物での事業実施を義務化するため、施設の設備基準等を定めた、社会福祉施設等の事業及び施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の改正等を検討します。

